

令和4年度第4回広島市情報公開・個人情報保護審査会 専門部会 議事録

1 開催日時

令和4年8月22日（月）午後1時～午後3時

2 開催場所

公文書館研修・会議室（大手町平和ビル8階）

3 出席者

(1) 委員（6名）

田邊誠委員（部会長）、片木晴彦委員（部会長職務代理者）、
ジョージ・R・ハラダ委員、日山恵美委員、福永実委員、松田健之介委員

(2) 事務局（5名）

企画総務局 公文書館長、主幹（事）主任、主事3名

4 議題

本市の個人情報保護制度の見直しについて

- (1) 前回の確認事項
- (2) 訂正、利用停止
- (3) 個人情報ファイル簿、個人情報ファイルの目録
- (4) 行政機関等匿名加工情報の提供
- (5) その他

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴人

0名

7 会議資料

- (1) 議事次第
- (2) 前回の確認事項（個人情報保護委員会からの回答）
- (3) 審議票3-3～4-2
- (4) 関係規定3-3～4-2

8 議事概要

- (1) 前回の確認事項（個人情報保護委員会からの回答）

ア 「前回の確認事項（個人情報保護委員会からの回答）」を基に、前回の確認事項

について、事務局から説明した。

イ 意見交換

(7) 現行条例第11条第5号に係る回答について

〔田邊委員〕個人情報保護法の施行条例においては、個人情報保護委員会からの回答のとおりであるとしても、情報公開条例においてはどうか。

〔片木委員〕個人情報保護制度と情報公開制度においては、統一的な基準で開示・不開示を判断すべきであるので、情報公開条例において同趣旨の規定を置くことが妥当かは、当然検討すべき問題である。

(4) 現行条例第15条第6項に係る回答について

〔田邊委員〕現行制度において、当該規定は活用されているのか。

〔事務局〕活用事例を見たことがない。

〔田邊委員〕不開示理由がなくなる時期を明示するというのは、なかなか難しいのかもしれない。

(2) 訂正、利用停止

ア 「審議票3-3」及び「関係規定3-3」を基に、訂正、利用停止について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔田邊委員〕代理人の本人確認については、開示請求の場面でも問題になるが、要綱等で手続を定めるのか。

〔事務局〕本人確認の仕方については、事務対応ガイドに詳細に記載(6-1-2-2)があるので、これに沿って本人確認を行えば足りると考えている。外部向けには、要点のみホームページに掲載することを考えている。

〔田邊委員〕法的には、訂正を求める内容が事実であることを証明する書類等の提出までは要求されていないが、広島市としては、「説明する」書類等の提出を求めることができるとする規定を置くことを考えているのか。

〔事務局〕訂正を求める内容が事実であることを証明する書類等の提出を義務付けることはできないが、訂正請求に理由があるか否か判断するために書類等の提出を求めることは可能であると考えている。そうすることで、訂正請求に理由がないと判断せざるを得なくなる状況を回避でき、結果として市民の利益につながると考える。

(3) 個人情報ファイル簿、個人情報ファイルの目録

ア 「審議票4-1」及び「関係規定4-1」を基に、個人情報ファイル簿、個人情報ファイルの目録について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔片木委員〕個人情報ファイル簿は、行政機関等匿名加工情報を作成するための布石という趣旨があると思うが、現行の個人情報ファイルの目録を作成していた目的は何か。

〔事務局〕行政機関が保有している個人情報の透明性の確保のためである。

〔田邊委員〕個人情報はどこに存在しているかを把握するという内部管理の意味では、公開する必要はないが、1,000人未満の個人情報ファイルについても管理簿を作成することは意義があると思う。この度の法

改正への対応に間に合わせる必要はないが、これからの課題として念頭に置いておくべきと考える。

〔片木委員〕 その場合、改正法第75条第5項の帳簿として作成することになるのか。

〔事務局〕 そのようになる。

〔田邊委員〕 個人情報ファイル簿に係る規定としては、特に施行条例に定めるものはないのか。

〔日山委員〕 先ほどの説明や審議票によると、個人情報ファイルの保有に係る実施機関の市長への届出義務について規定する方向で検討しているようである。

〔事務局〕 本市の個人情報ファイルの保有状況等を一元的に把握するとともに個人情報ファイル簿の作成・公表に係る制度を統一的に運用するため、現行条例第4条の個人情報ファイルの保有に係る届出や改正法第74条の事前通知を参考に、実施機関の市長への届出義務について条例に規定したいと考えている。

〔日山委員〕 個人情報ファイル簿の作成・公表義務は、文書（やデータ）の保存年限にかかわらず（どんなに保存期間が短いものであっても）課せられるものなのか。

〔事務局〕 個人情報保護委員会へ問い合わせているところである。

(4) 行政機関等匿名加工情報の提供

ア 「審議票4-2」及び「関係規定4-2」を基に、行政機関等匿名加工情報の提供について、事務局から説明した。

イ 意見交換

〔田邊委員〕 提案審査の体制としては、（外部専門家において審査する場合には）当審査会ではなく、その分野の専門的知見を有する新たなメンバーで構成される会等を立ち上げるべきである。

〔片木委員〕 改正法第60条第3項第2号の該当性の判断は、情報公開条例の問題として各自治体で判断していいのか。それとも、法の適用の問題（全国に統一的な問題）として個人情報保護委員会に確認すべきなのか。

〔田邊委員〕 混乱が生じるため、統一的にすべきように思われる（個人情報保護委員会に要確認）。

(5) その他

今後のスケジュールについて説明した。